

一層の早期発見に対応した 健診を受診いただけます！



日本では毎年およそ70万人が新たにがん罹患し、その3分の1の22万人が働く世代(20～64歳)です。

ただ、早期がんの段階なら多くのがんで9割以上が完治すると言われています。

当健保では、「胃がん」「肺がん」「大腸がん」「乳がん」「子宮頸がん」「動脈硬化」の早期発見に対応した健診を拡充させました。また、受診いただきやすい健保補助も設定いたしましたので、当健保の健診制度をご活用ください。詳細は、同封の『健診制度ガイドブック』をご覧ください。

主なポイント

人間ドック(基本検査 自己負担額 5,000円)を受診の方は

- ① 胃がん検査に「胃カメラ」が追加自己負担なしで選択可能に！
- ② 乳がん検査に「エコー(超音波検査)」が追加自己負担なしで選択可能に！
- ③ 子宮頸がん検査に「細胞診+HPV検査」が追加自己負担なしで受診可能に！
- ④ 肺がん検査、動脈硬化など
生活習慣のリスクの高い方に対応した検査の補助を新設！(一部自己負担あり)

新設制度

- ① 45歳以上の方に「大腸がん検査(内視鏡)」を新設！
ポリープ(前がん病変)からがん化するリスクの高くなる「45歳以上の方」を対象に、早期発見に適した検査に補助を新設いたしました。
- ② 18歳以上の女性を対象に「子宮頸がん検査」を新設！
子宮頸がんの発症は20歳代から確認でき、30歳代で発症のピークを迎えます。
30歳未満の方は、「人間ドック」補助の対象外ですが、子宮頸がん検査(細胞診+HPV検査)のみを医療機関で自己負担なく受診いただけます。

人間ドックは年度内1回受診いただけます。

今年度まだ受診されていない方は、2021年3月末までに受診されることをお勧めします。

(人間ドック、地域巡回健診、特定健診の内、年度内1回の受診となっております。)

新年のご挨拶

豊田通商健康保険組合

理事長 富永 浩史



あけましておめでとうございます。
被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症によって先行きが見通せないなか、心身ともに大変なご苦労をされておられることと存じます。こうした状況下におきましても、当健康保険組合の事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
国内外で感染が拡大している新型コロナウイルスによって、2020年は生活環境の変化を求められる一年となりました。日常生活に新しい生活様式を取り入れるなどの社会変化に合わせ、昨年7月に政府が閣議決定した「骨太方針2020」においては医療・介護分野でのオンライン化の推進や、データヘルス計画と重症化予防の推進を行う方針が示されました。日々変わる情勢に、「健康に生活することの大切さを実感されている方は多いと存じます。」
健康で安心できる暮らしを保障する国民皆保険制度は、わずかな負担で必要な医療が受けられる重要な制度です。しかし、この制度の支え手の中核を担う健保組合の財政状況は、加速する高齢化に伴う医療費

の増加によって切迫しており、制度そのものの継続が危ぶまれています。
こうした状況を受け政府は、全世代型社会保障検討会議にて「一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担を2割へ引き上げる」など、現役世代の負担軽減となる内容を示しました。一方で2021年は、感染拡大による経済の混乱から、税収が大きく落ち込むとともに保険料の減収が避けられない状況です。健康保険組合の全国的な連合組織である健康保険組合連合会では、真に現役世代の負担軽減につながる制度設計と、財政が逼迫した健保組合の財政支援を求めています。
健保組合では社会の変化に対応しつつ、事業主との連携によるコラボヘルスの推進と重症化予防のための保健事業を進めてまいります。みなさまにおかれましては、引き続き体調に十分ご留意され、健康の維持・増進に努めていただくとともに、ジェネリック医薬品のご利用など医療費の節減にご協力をお願いいたします。
みなさまのもとに、一日もはやく平穏な日々が戻りますよう心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

健康保険の被扶養者の

資格確認調査を行います

～今年度より調査方法を変更しております～



注意 調査書を未提出の場合、健康保険法第50条7項「検認または更新を行なった場合において、その検認または更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、被扶養者の資格を取り消すことになります。

調査対象者

高校卒業以上の被扶養者
(令和元年1月1日までに資格取得済の方)
※マイナンバー制度の情報提供により、対象者を絞って実施しています。

調査書発送時期

令和2年12月下旬

調査書発送方法

直接ご自宅へ郵送

ご理解とご協力をお願いいたします。

2021年 3月 (予定) から

マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになります！



どんないいことがあるの？ 5つのメリット

① 就職・転職・引越をしても 健康保険証としてずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

② あなたが同意をすれば、 初めての医療機関等でも、 今までに使った正確な薬の情報が 医師等と共有できる！

③ マイナポータル※で自身の 特定健診情報や薬剤情報・ 医療費情報が見られる！

※子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請が
ワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることがで
きる自分専用のサイトです。

④ マイナポータルを通じた医療費情報の 自動入力で、確定申告の医療費控除が カンタンに！

⑤ 限度額適用認定証がなくても 高額療養費制度における限度額以上の 支払が免除される！

※非課税者である場合は事前に健保に申請が必要です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子
証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー
(12桁の数字)を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情
報がマイナンバーと紐付くことはありません。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、これを機に作りましょう

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178
マイ ナン バー

紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については **24時間365日受付！**

受付時間 (年末年始を除く)
平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



マイナンバーカードを
健康保険証として利用する場合



お知らせ

2021年1月1日以降の新規交付分より

個人単位の2桁番号付きの保険証が発行されます

マイナンバーカードが健康保険証として利用できることに
伴い、当組合では2021年1月1日以降に新規発行する保
険証に新たに2桁の枝番が付番されます。これは現在、「世
帯単位」で記載される被保険者番号に「2桁の個人単位
の番号」を付記することで、「個人単位の被保険者資格管
理」を可能とするためです。



現行の保険証の
記載内容に個人を識別する
2桁の番号を新たに追加

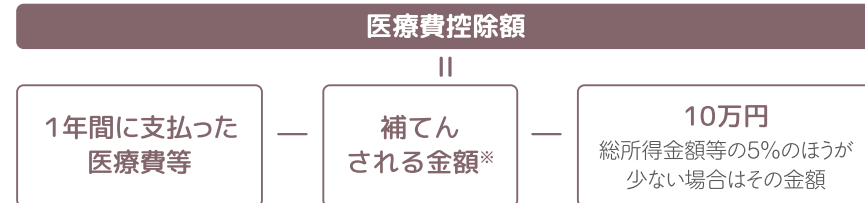
※現在お持ちの保険証は引き続きご利用いただくことができます。

1年間の医療費が高額になった方へ

医療費控除の手続きをお忘れなく！

医療費控除とは、前年1月から12月の1年間に、家族の分も含めて負担した医療費等が一定額を超えたとき、納めた所得
税の一部が還付される制度です。支払った医療費等の金額が10万円(または総所得金額等の5%)を超える場合、税務署
に確定申告を行うことで、上限200万円まで課税所得額から控除され、税金が精算されます。

医療費控除の計算式



※補てんされる金額：健康保険の高額療養費・家族療養費・出産育児一時金、健保組合の付加金等および生命保険の入院給付金等

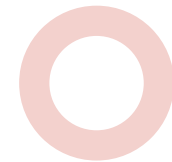
領収証は5年間保管

2017年分の確定申告から、医療費等
の領収証の提出が不要となっています
(税務署から求められたときは提示また
は提出しなければならないため、5年間
の保管が必要)。

医療費控除の対象は？

対象となる主な費用

- 医療機関等に支払った診療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用や往診費用、出産費用
- 入院時の食事療養費等 ほか



対象とならない主な費用

- 健康診断や人間ドック、予防接種の費用
- ビタミン剤や健康食品等の購入費
- 自家用車で通院するときの
駐車料金やガソリン代 ほか



医療費控除の申請に「MyHealthPlus+」 または健保組合の「年間医療費のお知らせ」 を利用すればカンタン！

医療費控除の申請に「MyHealth
Plus+」の「e-Tax」をご利用頂くと明細
書の作成を省略できます。

●「e-Tax」ご利用の場合

「MyHealthPlus+」のe-Taxより医療費控除データのダウンロードができます。
令和2年分の確定申告(医療費控除)をe-Taxにより提出する場合、以下の手順で行ってください。

- ①「MyHealthPlus+」のe-Taxをクリック
- ②「2020年」分を表示する
- ③ダウンロードボタンをクリックする
- ④『2020年分医療費控除データ(XML形式)』をデスクトップなどに保存する

※保存したデータをe-Tax確定申告にご活用ください。※e-Taxにて確定申告を行う場合は、事前準備が必要です。

●「年間医療費のお知らせ」ご利用の場合

下記必要事項を記載のうえ、メールで申請してください。申請後2週間をめどにお送りします。



必要事項

- ①被保険者氏名
- ②保険証の記号・番号
- ③勤務先・所属
- ④日中の
連絡先電話番号
- ⑤送付先住所

申請先メールアドレス nenkan_iryoyuhi@pp.toyota-tsusho.com

申請期限 2021年2月10日(水)

注意点

- ①『2020年分医療費控除データ』および『2020年 年間医療費のお知らせ』で証明できる期間は、2020年1月～10月診療分となります。
証明できない期間(2020年11月・12月診療分)については、お手元の領収証に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。
- ②豊田通商健康保険組合のポータルサイト「My Health Plus+」の「医療費通知」から印刷する「医療費のお知らせ」は、当組合の押印がないため
確定申告には使用できません。

『2020年 年間医療費のお知らせ』についてのお問い合わせは 豊田通商健康保険組合 担当：長沼(ナガヌマ) 電話番号：052-584-8873

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。住所を管轄する税務署へお問い合わせください。